

質問回答書

案 件： 鎌倉市公私連携型保育所等整備運営事業者募集要領について

No.	質問事項 / 回 答	備考
1	<p>「認可保育所等を5年以上運営の実績があることを示す資料」とありますが、具体的にどのような内容のものをイメージしているのでしょうか。ご教示頂けますと幸いです。</p> <p>事業者の認可保育所等としての活動実績を記載した書類に、都道府県等から認可を受けた認可証等の写し（1施設以上）を添付して提出してください。</p>	<p>募集要領 別紙 1 1 提出書類 ⑫活動実績を記載した書類</p>
2	<p>事業者関係書類⑧決算報告書の中で「資金収支計算書」とありますが、「キャッシュフロー計算書」で代用可能でしょうか。</p> <p>代用可能です。</p>	<p>募集要領 別紙 1 1 提出書類 ⑧決算報告書</p>
3	<p>全体的な計画や各種マニュアル等、添付を求められている資料が幾つかございますが、それ以外に、事業計画の内容を補足する資料を独自に添付することは可能でしょうか。</p> <p>事業者名が特定できないよう処理を施し、かつ、事業計画書の内容を補足する範囲内で添付することは可能です。 事業計画書に関連しない資料を添付することはできません。</p>	<p>募集要領 別紙 1 1 提出書類 ⑤事業計画書</p>

4	<p>資金計画書作成に伴い、補助金の試算が必要になります。募集要領に「鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱の規定に基づき」と記載がございますが、認識に齟齬が無いように、具体的に要綱をお示し頂けますでしょうか。またこれに紐づいている国の要綱もお示しください。</p> <p>尚、要綱は分量が多い為、対象となる部分を抜粋若しくは分かりやすく表示の上ご提示頂きますと幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>要綱等は、別添のとおりです。</p> <p>なお、参照する国基準は、別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業：定額(1/2相当)待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合]となる予定です。</p>	<p>募集要領 P12 キ 保育所施設整備事業</p>
5	<p>本資金計画には解体費用も踏まえて記載するという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>その際、解体費用の概算を出す為に以下の書類を頂きたいです。可能な限りで構いませんのでご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・基礎図 ・外構図 <p>解体費用に対する補助金はありませんので、自己資金をもって資金計画を立ててください。</p> <p>図面は、別添のとおりです。</p> <p>平面図、立面図、断面図、外構図は、過去に耐震改修工事を実施していることから当該工事時の図面となります。</p> <p>基礎図は、建設当時の図面であり 50 年以上経過していることから、不鮮明な部分があります。</p>	<p>募集要領 別紙 1 1 提出書類 ⑦保育所整備に係る資金計画書</p>
6	<p>「本事業の中心的役割を担う者」とありますが、応募・ヒアリングの時点で、本事業に就任する園長・主任が確定している必要はありますか。</p> <p>また、中心的役割を担う者、の例を挙げて頂けますでしょうか。宜しくお願い致します。</p> <p>園長及び主任は、応募やヒアリングの時点で確定している必要はありません。</p> <p>中心的役割を担う者の例は、特段ありません。事業者において、本事業を推進するにあたり中心的役割を担う者として選出してください。</p>	<p>募集要領 P 5 10 審査選定等 (2)ヒアリング審査</p>

7	<p>公私連携型保育所と民営化の違いについて教えていただきたいです。</p> <p>鎌倉市の公立保育園の保育に準ずる内容にする等の指示等はございますか。</p> <p>公私連携型保育所とは、民設民営でありつつも、市と協定締結などを行い、公の関与を明確にし、これまでの保育の質を継承するものです。</p> <p>公立保育園の保育に準ずる内容等については、選定した事業者と締結する協定書の中で今後協議していく予定です。</p>	<p>募集要領 P 1 2 定義 (2)公私連携型保育所</p>
8	<p>仮設園舎の建設に関しましては鎌倉市様が建設していただく形でしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>	<p>募集要領 P 6 11 全体スケジュール</p>
9	<p>腰越地域子育て支援拠点運營業務の委託期間が令和 6 年から令和 11 年とありますがそれ以降は自動的に更新されるでしょうか。</p> <p>自動更新ではありません。</p> <p>令和 11 年度以降は、運営状況等を考慮し協議の上、決定する予定です。</p>	<p>募集要領 別紙 4</p>
10	<p>平面図等の図面は応募時ではなく選定後に住民説明会を行って行くなかで作成していくスケジュールでしょうか。</p> <p>新園舎の平面図等は、応募時点では必要ありませんが、事業者選定後、速やかに神奈川県と認可保育所設置に係る事前協議を行うため、その際に平面図等が必要になります。</p>	<p>—</p>

11	<p>様式5の事業計画書の中に歳児別の定員構成を記載する欄がありますが、基本設計等に変更が生じた場合は変更は可能でしょうか。</p> <p>歳児別の定員構成は、事業者選定の評価項目に関わる内容ですので、協議の上、定員の増加はあり得ますが、減員は認められません。</p>	<p>募集要領 別紙1 1 提出書類 ⑤事業計画書</p>
12	<p>園長予定者、主任予定者はいつどのようなかたちでお示しすればよろしいでしょうか。</p> <p>募集要領細則の職員配置条件等に記載している要件を満たす者を、引継ぎ保育を開始（令和5年4月予定）する3箇月前には事業者から提示してください。</p>	<p>募集要領細則 P2 1 保育事業 (6)のア及びイ</p>
13	<p>施設整備、解体等に関して鎌倉市独自の補助金の制度はございますでしょうか。</p> <p>施設整備及び解体に関して、鎌倉市独自の補助金制度はありません。ただし、施設整備については、国の保育所等整備交付金要綱に準じて補助を行います。 なお、本件に係る解体工事は、国補助の対象外となります。</p>	—
14	<p>活動実績を記載した書類（認可保育所を5年以上運営の実績があることを示す資料）とは認可申請書類でよろしいでしょうか。</p> <p>事業者の認可保育所等としての活動実績を記載した書類に、都道府県等から認可を受けた認可証等の写し（1施設以上）を添付して提出してください。</p>	<p>募集要領 別紙1 1 提出書類 ⑫活動実績を記載した書類</p>

15	<p>運営している認可保育所等に関する書類、ア認可保育所等の運営概要がわかる書類とは重要事項説明書等の書類でよろしいでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>	<p>募集要領 別紙 1 1 提出書類 ⑬運営している認可保育所等に関する書類</p>
16	<p>園名については、変更可能でしょうか。</p> <p>児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定により、公私連携型保育所の名称は、協定に関する内容のため協議の上、決定する予定です。</p>	—
17	<p>収支予算書作成に伴い、公定価格の試算をしておりますが、今計画は「減価償却費加算」の支給対象になり得ますでしょうか。要件通りに読み取れば対象外との認識なのですが、支給要件（ウ）の注釈に該当する場合もあるのかと、判断が迷うところです。ご教示頂けましたら幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>お見込みのとおり、支給対象外となります。</p> <p>当該注釈については、過去に整備補助を受けて建設した建物の整備について、整備後一定年数が経過した後の改修等に係る当該加算の適用要件を記載しているものです。</p> <p>本件は、公立施設の建替えに伴う運営移管ですが、施設としては新設の位置づけになることから適用の対象外と考えられ、また本件整備に当たって国庫補助を活用することから、注釈中②の要件「当該改修に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。」に当てはまらず、支給の対象外となると考えています。</p>	<p>募集要領 P11 18 運営費及び補助金 (1)運営費（施設型給付費）</p>

18	<p>定義(2)公私連携型保育所では、市が事業者と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに適切な運営が行われる人員配置や提供する保育及び子育て支援事業に関与しながら運営する保育所。としています。</p> <p>一方、年間貸付料として3,233,000円(基準額)としています。</p> <p>公定価格には、賃貸料は積算されていないので、入所園児や職員の処遇に関わる問題です。定義に記されている無償又は廉価に貸付とその他の支援を行うとの関係で具体的に別途鎌倉市として補助を予定されているものを明らかにされたい。</p> <p>なお、全国的には、市町村の貸付料は、無償で、有償の場合でも第二種社会福祉事業である保育所等については評価額の40分1～20分の1に設定されています。</p> <p>土地(行政財産)の貸付料に係る補助や減免措置はありません。</p>	<p>募集要領P1 2 定義(2) 募集要領P10 16 土地及び建物等の取扱 (1)土地(貸付物件) ウ貸付料</p>
19	<p>クラス別保育士配置基準</p> <p>公定価格での保育士配置基準では、就学前の乳幼児期の保育・教育を行うことは困難な状況で、その改善を求める声が上がっており、鎌倉市がこの配置基準を改善する措置を執られるのは、大賛成です。</p> <p>では、市保育士配置基準に準ずることとした場合は、鎌倉市からどのような補助金等の支給があるのか年齢別に示されたい。</p> <p>本市では、国基準を超えた保育士の配置する保育士上限1名に対して、その雇用経費を補助しています(参考:令和3年度金額1施設あたり年額3,720千円)。</p> <p>そのため、具体的に年齢別に配置基準を向上させるような補助金自体はありません。</p> <p>なお、本市では児童の預かり人数に応じて、児童の処遇の改善に繋がる経費に対する補助を行っており、当該補助をもとに職員の追加配置を行うことも可能です(参考:令和3年度単価 児童一人当たり月額1,850円)。</p>	<p>募集要領細則P2 1 保育事業 (6)職員配置条件等 エ クラス別保育士配置基準</p>

20	<p>公私連携型保育所は、「拠点保育園の役割を担う」役割があると思いますが、具体的に、現行の鎌倉市立の拠点保育園では、どんな事業を行っているのか示して下さい。</p> <p>小規模保育事業所との連携や、配慮が必要な障がい児等の受入れ及び児童発達支援事業所との並行通園の実施並びに地域子育て支援拠点施設の併設による連携などを行っています。</p>	募集要領 P 3 3 事業概要
21	<p>市は、今次拠点保育所腰越保育園の整備及び民間に移管する当たり、児童福祉審議会を開催しています。この審議会でも市側は、「公設公営、公設民営として建変えた場合、国からの補助金はありませぬ」松本補佐(当時)と説明していますが、「公立保育所の施設整備費については、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象」と、第 189 回国会の参議院総務委員会での高市早苗総務大臣(当時)答弁しております。</p> <p>従って、この審議会での市の説明は、適切ではなかつたのではないのでしょうか。</p> <p>事業に着手後、この児童福祉審議会での説明との乖離が問題になり、事業の遂行ができなくなる懸念はありませぬか。ご回答下さい。</p> <p>児童福祉審議会でも市が説明したのは、「補助金」に係る内容であり、一方、第 189 回国会の参議院総務委員会でも高市早苗総務大臣(当時)が答弁したのは、「地方債」に係る内容であり、比較する論点に相違があります。</p> <p>従って、児童福祉審議会での市の説明は適切であると考えます。また、事業の遂行ができなくなるような懸念はありませぬ。</p>	—
22	<p>事業の委託費の上限は、7,596,000 円/年とされています。令和 2 年度の人事院勧告による改訂を受けた給与水準は全国版で保育士は、3,940,000 円です。(鎌倉市は、地域区分 15/100 地域ですから更に上積みが必要)</p> <p>この事業に最低 2 名の保育士が必要としますと人件費だけで 7,880,000 円が必要です。その他事業遂行のための物件費等を考えるとこの上限設定は妥当でしょうか。お答え下さい。</p> <p>地域子育て支援拠点事業の運営においては、保育士の配置を条件にしていません。また、現在、他の地域子育て支援拠点事業の運営についても同等額での指定管理料で実施していることから、妥当であると考えています。</p>	募集要領細則 P 4 5 地域子育て支援拠点事業 (3)年間委託料

23	<p>開所日は、月曜日から土曜日までの6日間 開所時間は、午前7時から午後6時までの11時間 週66時間の開所です。 公定価格上では、保育士の労働時間は週40時間です。 鎌倉市では、この26時間をどのように対応されようとしている のか。お答え下さい。</p> <p>現在、市内の公立保育園においても、同条件でローテーション 勤務などにより運営を行っています。</p>	<p>募集要領細則 P2 1 保育事業 (4)開所日 (5)開所時間</p>
24	<p>看護師の配置について 看護師の配置については努力義務となっているが、「鎌倉市全体 の保育水準の向上を図る役割」（平成30年5月鎌倉市拠点保育所 整備方針）をになう拠点園としては、障害児保育事業や地域子育て の拠点事業を行う上で、必置とする必要があると思うがどう考 えるか。看護師を置いた場合の補助金等は考えられるか。</p> <p>配置するよう努めてください。 補助金については、神奈川県補助金を活用し、看護師又は保 健師を配置した月数×月額30,800円を補助しています。</p>	<p>募集要領細則 P3 1 保育事業 (6)職員配置条件等 オ その他 (カ)</p>
25	<p>貸付期間は、30年間ですが、市側が求める施設は、鉄筋コンク リート造りです。従って耐用年数は47年です。 一方、貸付期間満了時は返還を求められる場合が想定されます。 また、園舎等の買取請求権は発生しないとされています。 余りにも一方的な契約内容ではありませんか。</p> <p>募集要領に記載のとおり、園舎等は地方自治法第238条の4第 2項第1号に規定する政令で定める堅固な建物（鉄骨造、コンク リート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定 着する工作物）を設置することとしています。必ずしも鉄筋コン クリート造りを求めるものではありません。 また、契約内容については、法律等に則り実施します。</p>	<p>募集要領 P9 16 土地及び建物等の 取扱</p>

26	<p>児童福祉審議会意見書及び審議過程で複数の委員から出されていた補助単価と実勢価格に差がある問題について、鎌倉市単独の補助金制度を検討するとされていますが、具体的にどのように上乗せ補助金があるのか示して下さい。</p> <p>① 解体に伴う上乗せ補助金 ② 仮園舎建設に伴う上乗せ補助金 ③ 施設建設に伴う上乗せ補助金を、それぞれ示して下さい。</p> <hr/> <p>① 解体に伴う補助金はありません。 ② 仮設園舎は、市が設置します。 ③ 国庫補助を活用し、市単独の上乗せはありません。</p>	—
27	<p>建て替え検討にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請の接道の状況を、できれば図示で教えてください。 <p>※神奈川県及び鎌倉市の条例に照らして、道路条件は延べ面積1000㎡を超える新築が可能な状態ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「路地状敷地」には該当しないと考えていいですか。 <hr/> <p>接道の状況及び敷地については、募集要領及び別紙3に示すとおりです。</p> <p>施設整備に関する許認可等の手続きは、事業者が行います。関係法令等の基準や条件は、事業者の責任においてよく確認しておいてください。</p>	<p>募集要領P8 15 建設予定地及び建設手順等</p>

28	<p>敷地について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び近接する隣地の、地盤高さを教えてください。 ※園舎の位置、及び遊具等の配置を教えてください。 ・地質調査の報告書等のデータを提供してください。 ※敷地内に擁壁等があれば、位置と仕様を教えてください。 <hr/> <p>地盤高のデータはありません。 園舎の位置及び遊具の配置は、別添、図面のとおりです。 地質調査は、現園舎が建っていることから実施していません。 募集要領に記載のとおり、基盤整備が必要な場合は、事業者の負担により行ってください。 敷地内の擁壁は、別紙3の建設予定敷地の南東から南側にかけて設置されています。敷地外を含めると西側、北側、東側にかけて隣地の擁壁が設置されています。また、仕様は不明です。</p>	<p>募集要領 P 8 15 建設予定地及び建設手順等</p>
29	<p>現園舎について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本図（配置、平面、立面、断面）を提供してください。 ・アスベスト使用箇所調査の手掛かりとなる資料（仕上表、矩計図など）を提供してください。 ・構造図及び構造計算書を提供してください。 ・耐震性能を確認している資料（評点及び添付図面、計算書を含む）を提示してください。 <hr/> <p>図面は、別添のとおりです。 基本図（配置、平面、立面、断面）は、過去に耐震改修工事を実施していることから当該工事時の図面となります。 仕上表及び矩計図は、建設当時の図面であり 50 年以上経過していることから、不鮮明な部分があります。 構造図は、建設当時の基礎図となります。また、建設当時の構造計算書はありません。 耐震性能に関する資料のうち、計算書は本事業との関係性が乏しく、資料が大量なため添付していません。</p>	<p>募集要領 P 8 15 建設予定地及び建設手順等</p>

30	<p>拠点園の機能について</p> <p>平成 14 年及び平成 30 年に行われた児童福祉審議会の答申や意見書では拠点園は、障害児保育、一時保育、病後児保育などを実施すると具体的に記載してありますが、本運営業務で、その内容をどのように実現しようとしているのですか。具体的にどの事業をやらなければいけないとする考えはありますか。</p> <p>公私連携型保育所として、選定した事業者と協議しながら進めていきます。</p>	—
31	<p>給食業務について</p> <p>P3 オ（オ）をみると調理業務を委託することが認められると解釈するが、P5, 6 の「7 給食について」で規定する内容を実現しようとする、保育士及び栄養士と委託先の調理員とが現場での緊密な連携が必要となり、結果として偽装請負となると考えられるが、現場での連携なしに給食の水準を維持する手法について見解を伺います。</p> <p>事業者が調理業務を委託する場合には、指揮命令権の所在や仕組みなどを理解し徹底するとともに、関係法令を順守し適切に業務を実施してください。</p>	<p>募集要領細則 P 3 1 保育事業 (6)職員配置条件等 オその他(オ) 募集要領細則 P 5 7 給食について</p>
32	<p>仮園舎の建設及び運営について</p> <p>仮園舎の建設及び運営は鎌倉市が行うことでいいか。仮設園舎の建設場所はどこを予定しているか。</p> <p>お見込みのとおりです。 湘南モノレール西鎌倉駅から南東に約 300mの場所を予定しています（神奈川県鎌倉市腰越 1535 番地）。</p>	<p>募集要領 P 6 11 全体スケジュール</p>

33	<p>別紙3の求積図の座標が不鮮明で読み取りづらいと設計より指摘がございました。鮮明なデータを頂けますと幸いです。</p> <p>公開しているデータのみとなります。</p>	募集要領 別紙3
34	<p>園庭遊具が複数ありましたが、残置や同等品の設置の必要はございますでしょうか。</p> <p>残置や同等品の設置の必要はありません。</p>	—
35	<p>一時預かり事業の利用者数や内訳が、ございましたらご教示ください。</p> <p>直近2年間の腰越保育園の一時預かり事業の利用者数は、次のとおりです。 令和2年度実績：延377人 令和元年度実績：延510人</p>	募集要領細則P3 3一時預かり事業

<p>36</p>	<p>【保育所整備補助について】 整備補助金について 厚生労働省発子 0706 第 6 号令和 3 年 7 月 6 日保育所等整備交付要綱に従って補助されますでしょうか。 ※開設までに交付要綱の変更がない前提</p> <p>また、その場合 8（交付額の算定方法）（1）によって算出された補助金額は次の額と、実質支出額とを比較し少ない額へ補助率 3/4 をかけた額となりますでしょうか。 本体工事補助：144,400 千円 設計費補助：144,400 千円×5%=7,220 千円 開設準備加算：16 千円×90 名=1,440 千円 ※別表 1-1、別表 2-1（都市部）により算出</p>	<p>—</p>
	<p>お見込みのとおり、整備費補助については、国の保育所等整備交付金要綱に準じて補助を行います。</p> <p>なお、参照する国補助基準額については、別表 2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業：定額（1/2 相当）待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合] となる予定です。</p> <p>また、当該基準額は国負担分となりますので、市負担分を合わせた補助額を算定する場合、当該国基準額に 2 を乗じて得た額と実支出額を比較して少ない額に補助率 3/4 を乗じて得た額となります。</p> <p>例として本体工事部分の基準額の場合、国基準額 108,300 千円 × 2 = 216,600 千円が本体工事としての基準額になります。</p>	

37	<p>認可保育所等を5年以上運営の実績があることを示す書類ですが、具体的にどのような書類を提示すればよいかご教示ください。 ※運営施設名と開設年月日を示した一覧表の提出で差し支えないでしょうか。</p> <p>事業者の認可保育所等としての活動実績を記載した書類に、都道府県等から認可を受けた認可証等の写し（1施設以上）を添付して提出してください。</p>	<p>募集要領 別紙1 1 提出書類 ⑫活動実績を記載した書類</p>
38	<p>複数施設を運営している場合、すべての施設分提出が必要でしょうか。もしくはこちらで選択した任意の1施設のみ提出で差し支えないでしょうか。</p> <p>ア：1施設20ページを超えるため全施設分の提出は困難です。 イ：すべての施設分の提出が必要な場合、監査結果の写しではなくExcelで取り纏めた資料の提出でも差し支えないでしょうか。</p> <p>ア及びイは、任意の1施設分のみで構いません。</p>	<p>募集要領 別紙1 1 提出書類 ⑬運営している認可保育所等に関する書類 ア及びイ</p>
39	<p>(9)内部監査及び外部監査の監査報告書について 社会福祉法人は、必須項目だと思いますが、株式会社の場合、添付なしで良いでしょうか。</p> <p>株式会社の場合でも添付してください。 内部監査及び外部監査を実施していない場合は、その旨を記載した文書を添付してください。</p>	<p>募集要領 P4 9 提出書類 (9)内部監査及び外部監査の監査報告書 (直近のもの)</p>

40	<p>使用する助成金について確認させてください。 定員 90 名で行った場合の上限助成金額（今年度の場合）や、助成金詳細について教えてください。</p> <p>助成金額については、延長保育や障害児保育等、実施いただく事業の内容、配置される職員の数等により金額が異なるため、定員 90 人として一概にお示しすることができません。 なお、延長保育事業や一時預かり事業等の国補助を活用する事業については、国要綱に準じて補助を行います。</p>	—
41	<p>今年度のもので良いので、補助金の金額や要綱に関する資料をいただけますか。</p> <p>要綱等は、別添のとおりです。</p>	<p>募集要領 P11 18 運営費及び補助金</p>
42	<p>一時預かり事業について、市が想定している定員を教えてください。また、一般型・余裕型についてもお願いします。</p> <p>募集要領にも記載しているとおり、定員は 8 名程度です。 一時預かり事業は、一般型のみを想定しており、余裕活用型は想定していません。</p>	<p>募集要領 P11 18 運営費及び補助金</p>
43	<p>仮園舎の場所を教えてください。</p> <p>敷地内ではないと思いますが、解体・工事の見積もりに係ります。</p> <p>また、既存図面はいただけますか。</p> <p>仮設園舎の建設場所は、湘南モノレール西鎌倉駅から南東に約 300m の場所を予定しています（神奈川県鎌倉市腰越 1535 番地）。 図面は、別添のとおりです。</p>	—

担当：こどもみらい部こども支援課こども施設担当